

社会福祉法人 育護会 一般事業主行動計画

職員が安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境をつくり、仕事と家庭の両立を図るため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 8 月 1 日～ 令和 9 年 7 月 31 日までの3年間

2. 内容

目標：妊娠・出産・育児に関する支援制度の周知を図るとともに、男性の育児休業取得率を 100%にする。

<対策>

- ・令和6年8月から 各種支援制度に関する知識の再確認
職員会などで職員への周知
育児休暇取得をしやすくするための環境整備 等